

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 森林喪失影響評価</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 <u>重度開発届出</u> (第7条)</p> <p>第3節～第7節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、富士・愛鷹山麓地域の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう_____。）の有する公益的機能（以下「森林機能」という。）を保全するため、重度開発_____を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失影響評価を行うことにより、森林機能の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 重度開発 森林地内の伐採跡地を森林以外の用途に供することをいう。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 森林喪失影響評価</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 <u>重度開発又は土地の改変事業の届出</u> (第7条)</p> <p>第3節～第7節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、富士・愛鷹山麓地域の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。<u>以下同じ。</u>）の有する公益的機能（以下「森林機能」という。）を保全するため、<u>重度開発又は土地の改変事業</u>を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失影響評価を行うことにより、森林機能の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって富士・愛鷹山麓地域の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(3) 重度開発 森林地内の伐採跡地を森林以外の用途に供することをいう。</p> <p>(4) <u>土地の改変事業</u> 森林地内の伐採跡地を次のいずれかに該当する事業（当該事業に供した後、森林の用途に供するものに限る。）に供するこ</p>

改正前	改正後
<p>(4) 事業主 重度開発_____を実施しようとする者をいう。</p> <p>(5) 土地所有者等 重度開発_____を実施しようとする土地の所有者、占有者又は土地の利用に関し権限を有する者をいう。</p> <p>(6) 森林喪失影響評価 <u>重度開発</u> が森林機能に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「森林喪失影響」という。）について構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る森林機能の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における森林喪失影響を総合的に評価することをいう。</p> <p>(7) 省略 （事業者の責務）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 事業者は、富士・愛鷹山麓地域内の重度開発_____を計画する際、森林機能への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、森林機能の保全に努めなければならない。</p>	<p><u>とをいう。</u></p> <p><u>ア 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成22年富士市条例第25号）第2条第2号に規定する土地の埋立て等を行う事業（森林機能を保全するための事業を除く。）</u></p> <p><u>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業</u></p> <p>(5) <u>重度開発等 重度開発又は森林法第10条の2に規定する開発行為の許可が必要な土地の改変事業をいう。</u></p> <p>(6) 事業主 重度開発<u>又は土地の改変事業</u>を実施しようとする者をいう。</p> <p>(7) 土地所有者等 重度開発<u>又は土地の改変事業</u>を実施しようとする土地の所有者、占有者又は土地の利用に関し権限を有する者をいう。</p> <p>(8) 森林喪失影響評価 <u>重度開発等</u>が森林機能に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「森林喪失影響」という。）について構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る森林機能の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における森林喪失影響を総合的に評価することをいう。</p> <p>(9) 省略 （事業者の責務）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 事業者は、富士・愛鷹山麓地域内の重度開発<u>又は土地の改変事業</u>を計画する際、森林機能への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、森林機能の保全に努めなければならない。</p>

